郵便投票制度等の改正を求める意見書

郵便による不在者投票制度は、「身体障害者手帳」か「戦傷病者手帳」の所持、特定の要件に該当、又は「介護保険の被保険者証」の要介護状態の区分が「要介護５」と認定された方が、自宅などから郵送等（郵便又は信書便）で投票できる制度となっている。また、この制度では自ら投票の記載ができない方で、特定の要件に該当する場合は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た選挙権を有する方に代理で記入してもらう制度（代理記載制度）が設けられている。

しかしながら現状の制度設計では、「要介護５」の対象者のみ郵便投票が認められる制度となっており、障害者や難病者、寝たきりの高齢者やＡＬＳ（筋萎縮性側索硬化症）患者など、投票所へ行くことさえ困難な方々にとって、権利行使への手続が煩雑である上、投票権の行使が困難でこれらの方々の政治参加の機会を確保する上で、制度上の不備を抱えている。

よって、国におかれては、法整備も含め、所要の措置を早急に講じ、投票権行使の障壁を一刻も早く取り除かれるよう以下要望する。

記

１．障害者や難病者、要介護の高齢者等、郵便投票の対象者の拡大を図ること。

２．ＡＬＳ患者等、自筆が困難な方のために代理投票制度の導入等、投票機会の確保を図ること。

３．現在の郵便投票制度における資格証明や申請手続等の簡素化を図るなど、投票しやすいように制度の改善を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年１２月５日

泉　大　津　市　議　会

送付先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣